

令和4年5月26日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 中村 美津緒

副委員長 橋本 尚美

1 開催日時 令和4年5月26日（木曜日）午後1時27分～午後1時51分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和4年第2回定例会提出予定案件

- ①青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②専決処分の報告について
- ③公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について

(2) その他

- ①青森市斎場整備運営等事業者募集・選定に係るアドバイザー業務公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について
- ②青森市立西中学校屋内運動場改築工事に係る契約について

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	山本治男
副委員長	橋本尚美	委員	舘山善也
委員	蛭名和子	委員	花田明仁
委員	天内慎也	委員	奈良岡隆

○欠席委員

委員 長谷川章悦

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農業委員会事務局長	小笠原訓史
市民部長	加福理美子	経済部次長	奈良英文
経済部長	赤坂寛	農林水産部次長	中村敦
経済部理事	横内信満	教育委員会事務局教育次長	大久保綾子
農林水産部長	大久保文人	経済政策課長	太田直樹
教育委員会事務局教育部長	小野正貴	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
		関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪 口 茂 樹
議事調査課主幹 吹 田 匠

議事調査課主事 北 山 賢 臣

○中村美津緒委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

本日は、公務のため長谷川委員が欠席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和4年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 本年第2回定例会に提案を予定しております青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 経緯」についてであります。国においては、地域再生法に基づき、首都圏への一極集中を是正するため、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しております。

本市では、平成28年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設等を行う事業者について、3か年度、固定資産税を不均一課税とする優遇措置を講じているところであります。

次に、「2 改正の概要」についてです。

今般、国において省令が改正され、本社機能の新設等に伴う地方公共団体の不均一課税に対して、国が行う地方交付税による減収補てん措置が2年間延長されたため、本市の固定資産税の不均一課税の措置についても、令和6年3月31日まで2年間延長しようとするものであります。

最後に、「3 施行期日」についてであります。改正条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和4年第2回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元に配布しております資料に基づき、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の概要については、令和4年2月7日、午後0時40分頃、東北縦貫自動車道弘前線下りの浪岡インターチェンジから青森インターチェンジの区間

において、走行中の車両が東北縦貫自動車道を跨ぐ農道橋からの落雪に接触し、フロントパネル等を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として81万7982円を負担することで合意し、令和4年3月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和4年第2回市議会定例会へ提出を予定しております公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」であります。令和5年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、関係条例を一括し改正を行うものであります。

次に、「2 改正する条例及び対象施設」であります。青森市中世の館、青森市文化会館等、資料に記載のとおり11条例、22施設について対象となっております。

次に、各施設の概要等につきましては、「3 施設概要、使用料並びに利用状況及び収支の状況」として、別紙に記載のとおりとなっております。

次に、「4 利用料金制を導入する理由」であります。利用料金制につきましては、地方自治法第244条の2第8項において、普通地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると規定されており、その導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「施設の性格や利用実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする」とされているところであります。

今回利用料金制を導入しようとする施設におきましては、利用料金制を導入することにより、使用料納付や還付等に係る市と指定管理者間の事務処理手続の軽減が期待できること、様々なサービス内容の工夫や時間帯毎の施設稼働率に応じた料金設定による収入増及び利用の掘り起こし等が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものであります。

なお、利用料金制の導入につきましては、当該施設は使用料収入ですべての経費を賄うことができない施設であることから、その差額を指定管理料で賄う一部利用料金制を導入することとし、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えますことから、他の利用料金制導入施設と同様に弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制を導入しております他の施設を参考に、乗率を0.7から1.3までの間としようとするものであります。

次のページを御覧ください。

「5 主な改正箇所」であります。利用料金制の導入に当たりまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、資料記載のとおり、所要の改正を行うものであります。

「6 施行期日」につきましては、令和5年4月1日としております。

最後に、「7 指定管理者の選定スケジュール」であります。条例改正案につきましては、本年第2回定例会にお諮りする予定としており、御議決いただけましたら、御覧のスケジュールにより手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

説明は、以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 確認したいのですが、利用料金制を導入する理由として、当該施設は使用料収入ですべての経費を賄うことができない施設であるということと、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えることから、弾力条項を設けるとありました。資料には各施設のここ数年の利用者数があり、そのところを見たのですが、コロナではほぼ落ち込んでいるということで、社会経済情勢というのはコロナも入ってくるのだと思うのですが、そういうところも加味されるのかどうか確認したいです。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 恐らく今のお話は契約に当たり示すことになるであろう基準額の算定に当たって、コロナの影響をどのように考えるのかという前提でお答えいたしますけれども、現在、担当課と財政課のほうでやり取りをしている最中であり、その辺りを踏まえつつ検討がなされていくものであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も把握していない部分があるかと思いますが、教育部長は基準額と言いましたけれども、利用料金制は利用した分の料金――素直に

受け止めているのですが、そのこのところについてお願いします。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 例えば、施設の使用料、文化会館を例にとりますと、文化会館の維持運営には当然お金がかかるわけですが、文化会館の大ホールの使用料であるとか、そういったものを指定管理者の収入とし充当していくと。また、その収入で賄いきれないので足りない分を指定管理料で賄うという一部利用料金制を導入するというところで御説明させていただいたところであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。なお、案件④及び⑤については、関連があるため、一括して報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 専決処分について、2件御報告申し上げます。

まず、雪庇落とし作業に係る事故につきまして、前回、令和4年4月21日に開催されました本常任委員協議会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

資料「専決処分の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和4年1月11日、南中学校校舎屋上の雪庇を落とした際、落ちた雪庇が昇降口屋根で跳ね返り、駐車していた自動車に当たり、フロントガラスを損傷させたものであります。

この事故について、双方協議の結果、資料下の四角枠に記載のとおり、市は相手方に車両修理費用及び代車費用として21万2751円を支払うことで合意し、令和4年5月13日に相手方との示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和4年第2回市議会定例会において報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払う修理費等については、市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険で対応することとしております。

次に、樹木の落下に係る事故につきまして、前回4月21日に開催されました本常任委員協議会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

資料「専決処分の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和4年2月28日、金沢小学校において、敷地北側の高さ約7メートルの樹木の上部約2メートルの部分で幹が折れて落下し、近隣住宅の屋根に当たり、一部を損傷させたものであります。

この事故について、双方協議の結果、資料下の四角枠に記載のとおり、市は相手方に屋根修理費として12万3156円を支払うことで合意し、令和4年5月13日に相手方との示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和4年第2回市議会定例会において報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払う修理費等については、市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険で対応することとしております。

報告は以上です。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和4年第2回定例会提出予定案件」について報告を終わります。次に、「その他」の報告を求めます。

最初に、「青森市斎場整備運営等事業者募集・選定に係るアドバイザー業務公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について」報告を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 青森市斎場整備運営等事業者募集・選定に係るアドバイザー業務、公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

「1 概要について」であります。公募型プロポーザルとした経緯であります。老朽化した青森市斎場の建て替えに向けて、令和4年3月に青森市斎場建替基本計画を策定し、事業方式については、設計・建設、維持管理・運営の包括発注や、長期契約による運営の効率化によるコスト削減が期待できる公設民営のDBO方式を予定しております。

今年度は、新たな斎場の整備及び維持管理・運営を行う事業者の選定準備を進めるため、募集条件等の検討や書類作成を行うアドバイザー業務について、業者へ委託することとしております。

この受託業者の選定に当たっては、専門的知識に加え、業務に関する実績や優れた業務遂行能力を有している業者の選定を行うため、実績や提案内容

等を審査し選定する、公募型プロポーザル方式としたものであります。

審査委員会につきましては、去る5月18日に実施し、私を含め5名の審査委員により、企画提案書の提出がありました2社の提案内容を審査した結果、受託候補者として、日本工営株式会社青森事務所を選定したものであります。評価点につきましては、100点満点中83.32点でありました。

今後のスケジュールであります。審査結果について、本日、文教経済常任委員協議会終了後に市のホームページで公表することとしており、受託候補者と仕様書等についての協議を行い、契約締結については、5月下旬を予定しているところです。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市立西中学校屋内運動場改築工事に係る契約について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議会の議決に付さなければならない契約について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

西中学校屋内運動場改築工事の概要について御説明いたします。本契約案件につきましては、予定価格が1億5000万円以上であることから、令和4年第2回市議会定例会に議案の提出を予定しております。

西中学校校舎等改築事業につきましては、令和元年度から令和2年度の2か年間で校舎改築工事を実施し、令和3年度には既存校舎の解体工事、屋内運動場の実施設計を行ってきたところであり、本年度からは、屋内運動場の改築工事に着手することとしております。

2の「場所」につきましては、資料左下の配置図のとおり、校舎西側の赤い部分となっております。

3の「工事内容」につきましては、建築工事一式となっております。附帯する機械設備工事及び電気設備工事につきましては、予定価格が1億5000万円を下回っており、議会の議決に付する案件とはならないものであることから、6月に入札の予定となっております。

次に、4の「工期」につきましては、令和5年10月25日までとし、5の「規模・構造」、6の「スケジュール」につきましては、資料記載のとおりであります。

当該工事につきましては、去る4月21日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、佐々木・相互特定建設工事共同企業体が7億8100万円で落札

したところであります。

なお、本案件につきましては、本日、契約事務を所管しております総務部から、総務企画常任委員協議会において議案の提出を予定している案件として御説明することとしております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆様から御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 この際、私から申し上げます。

成田一二三教育長におかれましては、来月2日をもって任期が満了となるため、本委員会の出席は本日が最後となります。

そこで、成田教育長から一言、御挨拶を頂戴したいと思います。教育長。

○成田一二三教育長 まずは、委員の皆様、こういった時間を取っていただいて感謝申し上げます。

私は、2期6年ということでありましたけれども、私から新しい教育委員会制度が適用される教育長になりまして、6年間でしたが、前半は、浪岡のいじめ事案がありましたし、後半はコロナ対応で瞬きするような感覚であったという間に終わった感じです。ただ、大変充実した時間を過ごせたと思うのは、委員の皆様のお理解と御協力があったからだと考えております。

誠にありがとうございました。(拍手)

○中村美津緒委員長 教育長、ありがとうございました。

以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)